

大山町タクシー助成制度

タクシー料金を 週に 1 回半額助成 します

対 象 者

町内に住所を有する方 かつ 大山町外出支援サービス事業 を利用していない方で、次の 1 つでも当てはまる方が対象です

- ☐ 65 歳以上
- ☐ 要介護(要支援) 認定者
- ☐ 身体障害者手帳 の総合等級が 1 級又は 2 級(下肢機能障害 3 級又は 4 級を含む)
- ☐ 療育手帳 所有者
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳 所有者

助 成 範 囲	助 成 額
(1) 大山町内	タクシー料金の 2 分の 1
(2) 鳥取県中部・西部の医療機関 健康保険適用の医療機関で受診目的の場合のみ (お見舞いや整体には使えません)	
	【例外】料金が 1,000 円未満の場合は、 利用者は 500 円を負担してください

片道・往復利用どちらも○

(有) 日興タクシー (0859-54-2101) 限定

まずは役場で手続きをして「登録証」を

(有)日興タクシーを利用する際、最初に「登録証」を提示すると
その場で料金が値引きされます



大山町役場
まちづくり課

お気軽にお問い合わせください

0859-54-5202